

徳島県告示第六百四十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和四年十一月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出	
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		の 受 理 日	廃 止
社会医療法人凌雲会	板野郡藍住町笠木字西野五〇番地の一	デイサービス昴	板野郡藍住町矢上字安任一三七番地の一	通所介護	令和四年十月五日	令和四年四月三十日
医療法人燈来会	徳島市大道二丁目三〇番地	大久保病院	徳島市大道二丁目三〇番地	通所リハビリテーション	同 九月十六日	同 九月三十日